

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
不利益処分名	施術担当者の指定の取消し	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険はり、きゆう、マッサージ施術費の助成に関する規則	
根 拠 条 項	第14条	
連 絡 先	(電話 621 - 5159)	
処 分 基 準	基 準	<p>(指定の取消し)</p> <p>第14条 市長は、施術担当者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条第1項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。</p> <p>(2) この規則の規定に違反したとき。</p> <p>(3) その他市長が施術担当者として不相当と認めたととき。</p>
	参 考 事 項	<p>第3条 施術担当者は、次の各号に掲げる要件を備えるもののうちから市長が指定する。</p> <p>(1) はり師、きゆう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有すること。</p> <p>(2) 市内に施術所を有すること。</p>
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)